

見積依頼票

R7.2.21 公開

調達番号

0221-5-2

調達件名	ノートPCの購入		
規格仕様	下記仕様のとおり		
仕 様			
物品名	規格	数量	備 考
ノートPC	15.6型 第13世代インテルCorei7 SSD:1T メモリ64GB【同等品可】	2 台	
摘 要			
参考事項	希望購入価格 484,000 円(税込み)以内		
納入期限	令和7年3月25日		
納入場所	精神保健福祉センター(岡山市北区厚生町3-3-1)		
見積書提出期限	公開締切日の直前 R7.2.28 正午		
見積書提出場所	出納局用度課調達班 (岡山市北区内山下2-4-6 地下1階)		
見積に係る 照会先	出納局用度課調達班 (Tel. 086-226-7540)		
要求課 (仕様に係る 照会先)	保健医療部健康推進課	(担当)重松	直通番号(201-0858)
参加資格	次のいずれにも該当する者であること。 1 岡山県内の本支店及び営業所名義で、岡山県一般競争入札(条件付)参加資格者名簿に登載されていること。 2 一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領第9条に基づく入札参加の停止の措置もしくは入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている期間中の者でないこと。		
その他	1 <u>仕様欄に【同等品可】と記載している場合は、「同等の規格品」による見積もりを認める。</u> 同等品で見積もる場合は、見積書提出前に要求課の承諾を得ること。また、見積書の規格には承諾を得た規格を記入し、備考欄に承認を受けた年月日、担当者名を記入すること。 <u>なお、【同等品可】との記載がない場合は、同等品による見積もりを認めない。</u> 2 仕様欄に見本がある旨記載している場合は、見本を見積書提出場所に見積書提出期限まで提示する。 3 この見積依頼票に記載のない事項については、オープンカウンター説明書による。		

岡山県精神保健福祉センター ノートパソコン仕様書

1 仕様

次の仕様を満たすもので、1機種（型番）で統一すること。

①	型式	Windows11に対応したノート型DOS/Vマシン
ハードウェア構成		
②	CPU	第13世代以降Intel Corei7以上であること。 ただし、同等以上の性能を有するものは可とする。
③	メモリ	64GB以上であること。
④	記憶装置	SSD 1TB以上
⑤	光学ドライブ	有しないこと。
⑥	キーボード	日本語キーボード（JIS配列準拠）
⑦	マウス	マウス又はこれに代わるポインティングデバイスを有すること。
⑧	ディスプレイ	サイズは15型以上で、1920×1080ドット以上の解像度を有すること。 HDMI出力端子を有すること。
⑨	USB等	USB3.0以上のポートを本体に3個以上。 HDMI出力端子が1個以上。
⑩	ネットワーク	本体にネットワーク・コネクタ（1000BASE-T対応）を内蔵していること。 本体にWi-Fi6E対応機能及びBluetooth機能（5.0以降）を有すること。
⑪	サウンド	サウンド機能を有し、かつスピーカーを内蔵していること。
⑫	バッテリー	有すること。
⑬	省エネルギー対応	グリーン購入法適合商品であること。
⑭	その他	内蔵カメラ及び内蔵マイクを有すること。
ソフトウェア構成		
⑮	OS	Microsoft Windows 11 Pro（64ビット版）
⑯	アプリケーション	・Microsoft Edge（Microsoft）（既定のブラウザに設定すること。） ・Office Home and Business 2021

2 納入条件

- (1) ソフトウェアはインストールして納品することとし、オンライン認証が必要なソフトウェアについては、認証を行った上で納品すること。なお、Windowsのユーザーアカウントは、受注決定後に別途 から指示する。
- (2) 納入するすべてのソフトウェア(あらかじめコンピュータに導入されているものを含む。)に係るマスターディスク (CD-ROM等) 及びマニュアル等ライセンスの保有を証明するすべての部材が添付された製品を納入すること。
- (3) OSの再セットアップ用メディア (CD-ROM等) については、記憶装置内に再セットアップ機能を有する場合は不要とする。なお、再セットアップ用メディアを添付する場合は、外付けの光学ドライブから起動可能であること。
- (4) 受注者は、受注決定直後及び納入前に と打合せを行うこと。
- (5) パソコン本体上面に、納入年月、納入業者名を記載したシールを添付すること。
- (6) 仕様を満たすため、純正部品を機能の優れる他社の部品に差し替えた場合など、部品に余剰が生じた場合には、当該部品も含めて納品を行うこと。(例:メモリの拡張)
- (7) OSを含むソフトウェアのインストール及び納品については、ソフトウェアの使用許諾契約に違反しないよう特に留意すること。なお、使用許諾契約で認められた場合を除き、いわゆるクローンを作成してインストールを行わないこと。
- (8) この仕様書に記載のない事項又は疑義のある事項については、県と受注者が協議して解決するものとする。